



TMC情報

Vol. 140

平成29年4月号

発行所：株式会社TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／TMC行政書士事務所／宇都宮法務行政書士事務所／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6 | URL: <http://www.tmc-jinji.com/>
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024 | MAIL: info@tmc-jinji.com

TMC大宮支店オープン

TMCグループは、4月1日に「大宮支店」を開設しました。
これを機に、さらなる顧客サービスの向上に努めて参りますので、ご愛顧の程、よろしくお願い致します。

※TMCは現在、本社、宇都宮支店、白河支店、郡山支店、福島支店、仙台支店、一関営業所、青森営業所、大宮支店の9拠点で活動しています。

平成29年度の雇用保険料率

平成29年度の雇用保険料が引き下げられ、次表の通りになります。
4月分から料率が下がりますので、給与計算の際はご注意ください。

業種	雇用保険料率 (2/1000引き下げ)	労働者負担 (1/1000引き下げ)	事業主負担 (1/1000引き下げ)
一般の事業	9 / 1000	3 / 1000	6 / 1000
農林水産・清酒製造業	11 / 1000	4 / 1000	7 / 1000
建設業	12 / 1000	4 / 1000	8 / 1000

※4月1日時点で満64歳以上の雇用保険加入者は、4月分給与から雇用保険料が免除になりますのでご注意ください。

労働保険の年度更新

労働保険年度更新処理を行っております。次の書類を未提出の方はTMCに提出をお願い致します。

- ・平成28年4月～平成29年3月分の賃金台帳
- ・平成28年4月～平成29年3月に完了した元請工事

育児休業が2年まで延長

育児・介護休業法が改正され、平成29年10月から育児休業期間が2年まで延長できることになりました。(育児休業給付金も最長2年まで受給できるようになります。)

現 行	育児休業期間は原則1年。 保育所に入れない場合、特例として半年間延長できる。
改正後	育児休業期間を1年半に延長しても保育園に入れなかった場合、最長2年まで延長。

処遇改善加算制度の改正

福祉・介護職員処遇改善加算とは、福祉・介護職員の定着率を上げるために、国が賃金上乗せを補助する制度で、平成29年度から新加算が増設されました。

加算 (I) (新規) (月額3万7千円相当)	加算 (II) (旧加算 (I)) (月額2万7千円相当)	加算 (III) (旧加算 (II)) (月額1万5千円相当)	加算 (IV) (旧加算 (III)) (加算III×0.9)	加算 (V) (旧加算 (IV)) (加算III×0.8)
-------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------

最も金額の高い「加算 (I)」に認定されるためには、従来の要件に加え、「キャリアパス要件Ⅲ」を満たす必要があります。

キャリアパス要件Ⅲを満たすには、「①経験」「②資格」「③評価」のいずれかに応じて定期に昇給する仕組みが整備・周知・実行されていることが必要です。

賃金規程の見直しは、TMCにご相談ください。

今月の労務相談

Q. 雇用契約書や労働条件通知書には、何を記載しなければなりませんか？

A. 次の事項は必ず書面で明示しなければなりません。契約更新も忘れずに行いましょう。

- ①労働契約の期間、期間雇用契約を更新する場合の基準
- ②就業の場所・従事すべき業務
- ③始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、就業時転換に関する事項
- ④賃金の決定、計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期
- ⑤退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- ⑥昇給・賞与・退職金の有無、相談窓口（短時間労働者の場合）

TMCの広告情報

TMCは、新たに次の広告宣伝を開始しました。

- ・テレビCM：とちぎテレビ 月曜日 21:00~21:55「とちテレニュースLIFE」中
- ・ラジオCM：CRT栃木放送 月曜日・水曜日・金曜日 7:59~
- ・広告：那須塩原駅新幹線改札内、県庁エレベータ（1号機）内